

## 〈熊本支部例会事前抄録〉

日時：2023年10月10日(火)19:30～

会場：添島歯科クリニック研修室

— 一般講演抄録 2 —

### 下顎前歯部欠損に対しインプラントを用いて修復した一症例

八田知之 はった歯科小児歯科クリニック 〒860-0079 熊本市西区上熊本2丁目18-1

#### ■抄録

概要：現在、欠損の治療に対しては機能回復のみでなく、審美的回復の要望も高まりつつある。一方で使用する材料や治療方法は様々であり、どの治療法が良いか選択に苦慮する事が多い。今回、下顎前歯部欠損に対し、カンチレバーのインプラント補綴装置(2 unit bridge)を用いて修復した症例を、参考文献と共に提示する。先生方のご意見をお願いいたします。

患者は、44歳女性。2023年3月に梅干しの種を噛んだことによる32番の歯牙脱落を主訴として来院した。いくつかの治療計画が考えられたが、診査の結果として32部にインプラントを埋入し31番を便宜抜歯し、2unit bridgeで修復することを患者に説明し同意を得た。同年3月に32部に対しインプラントを埋入、30Ncmのトルク値が得られた。3ヶ月の免荷期間後に31の抜歯を行うと同時に、2unitの暫間上部構造をスクリューにて固定した。インプラント周囲組織の状態を確認し、印象再得を行い同年8月に2unit bridgeの最終上部構造をスクリュー固定にて装着した。

考察及び結論：今回、下顎前歯部欠損に対しNarrow implantを用いた2unit bridgeで修復を行なった。インプラント周囲に炎症所見や腫脹は認めず、患者は機能的にも審美的にも満足している。Narrow implantを用いたことにより骨造成や結合組織移植等の追加処置を回避する事ができた。しかし、技量不足のためエビデンスの確立していないインプラントを用いた2unit bridgeでの補綴装置を選択したことは反省材料とも思え、今後も厳重なフォローが必要と考える。

インプラント治療において、使用する材料や治療方法は様々あり、適応症の拡大に寄与するが、治療計画の複雑化や治療結果に影響する一因となると考えられる。(治療はインフォームドコンセントを得て実施した。また発表についても患者の同意を得た。)